

令和4年3月7日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

予防接種施行令の一部を改正する政令及び 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布等について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄
TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則 の一部を改正する省令の公布等について

今般、コミナティ筋注5～11歳用が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、予防接種法上に位置づけられたこと等、本年2月10日に開催された「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」の審議結果を踏まえ、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の通知2件がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法施行令においては、新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける努力義務について、妊娠中の者は対象とし、12歳未満の者は対象としないこととされております。

また、予防接種実施規則では、コミナティ筋注5～11歳用の初回接種（1・2回目接種）の実施方法として、「生理食塩液 1.3mL で希釈し、18日以上の間隔をおいて、0.2mL を2回筋肉内に注射する方法」が追加されております。

なお、接種間隔については、同実施規則では許容されうる最短間隔として18日が規定されていますが、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」別添）（令和4年2月22日（健Ⅱ568F）参照）において、原則3週間としています。

関連通知「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」も併せて、ご連絡いたします。

（参考）

第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（令和4年2月10日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00019.html